

(目的)

第1条 この規程は、日本国憲法（昭和21年憲法）、教育基本法（平成18年法律第120号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）が掲げる基本的人権の尊重、法の下での平等の精神に則り、獨協大学（以下「本学」という。）の教職員、学生その他本学の関係者が関係するハラスメントの発生を防止するとともに、これが発生した場合に本学がとるべき適切な措置、再発防止その他ハラスメントに関する必要な事項について定める。

(本学の責務)

第2条 本学は、本学の教職員及び学生に対してハラスメントに対する関心と理解を深めるための啓発活動並びに本学の教職員及び学生が他の本学の教職員、学生その他本学の関係者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修を実施するものとする。

2 本学は、ハラスメントが発生した場合に、迅速かつ適切な措置を行うために必要な組織体制を整備し、解決にあたるものとする。

(本学の教職員及び学生の責務)

第3条 本学の教職員及び学生は、ハラスメントに対する関心と理解を深め、他の本学の教職員、学生その他本学の関係者に対する言動に必要な注意を払うとともに、ハラスメントを行わないようにするものとする。

2 本学の教職員及び学生は、ハラスメント対策委員会又はハラスメント案件に関わる調査分科会の聴取、調査その他の依頼に対して、誠実に協力するものとする。

(定義)

第4条 この規程におけるハラスメントとは、個人の性別、性的指向、性自認、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、病歴、障がい、身体的特徴その他あらゆる属性、尊厳又は人格に関わる事項に関する言動であって、かつ、相手側の意に反する不適切で社会通念上相当な範囲を超えた発言その他の行為を行うことによって本学の教職員、学生その他本学の関係者の学修、教育、研究若しくは就業環境を害し、又は本学の教職員、学生その他本学の関係者に身体的若しくは精神的な苦痛を与える行為をいう。

2 相談者とは、本人が被害を受けたかどうかにかかわらず、ハラスメントの被害について相談をしようとする者又は現に相談をした者をいう。

3 申立者とは、自らがハラスメントの被害を受けたと主張して、救済の申立てを行う者をいう。

4 被申立者とは、申立者によってハラスメントを行ったと申し立てられた者をいう。

(適用範囲及び対象)

第5条 次の各号に掲げる者は、前条第2項から第4項までに規定する相談者、申立者又は被申立者となる。

(1) 本学に在籍する学生、科目等履修生、聴講生、研究生及びオープンカレッジ受講生

(2) 専任教員、専任職員、非常勤講師、臨時職員、嘱託職員その他本学に雇用されている者

(3) 第1号又は第2号に掲げる者を除く本学の関係者

2 前項第1号には、ハラスメントを在籍中に受けた者を含む。

3 第1項第2号には、ハラスメントを在職中に受けた者を含む。

4 第1項第3号には、派遣職員、取引関係のある他の事業主が雇用する職員、取引関係にある個人事業主、本学に対する就職活動中の学生等の求職者を含む。

(ガイドラインの公開)

第6条 本学は、ハラスメントの定義、ハラスメント対策委員会、ハラスメント防止のための研修及び啓発活動、事案が発生した場合の手続、ハラスメントに関する相談窓口の各項目についてのガイドラインを公開するものとする。

(相談窓口)

第7条 本学は、ハラスメントに関する相談（苦情を含む。）に対応するために相談窓口を置く。

2 本学は、前項の相談窓口の運営を監督し、これが適切であるようにしなければならない。

（相談手続）

第8条 相談者は、被害を受けた本人であるか否かにかかわらず、前条第1項の相談窓口に、ハラスメントについての相談をすることができる。

2 相談窓口の相談員は、前項の相談内容について記載した書面を作成し、ハラスメント対策委員会内に設けられる初期対応小委員会に報告するものとする。

3 前項の書面は、次の各号の項目を記載するものとする。

（1）相談者の氏名、所属及び連絡先

（2）加害者とされる者の氏名及び所属

（3）相談者と被害者が別であるときは、被害者の氏名、所属及び被害者の当該相談についての承諾の有無

（4）ハラスメントにあたりと感じた事実（時期、具体的言動の態様その他の事実が分かる事項）

4 相談窓口の相談員は、相談者の安心及び安全のために必要な措置をとるものとする。

5 本学は、相談窓口の業務において相談者のプライバシーが保護され、その人権が侵害されないよう監督をするものとする。

（救済の申立て）

第9条 自らがハラスメントの被害を受けたと主張する者は、ハラスメント対策委員会にハラスメントについての救済を求めて第7条第1項に規定する相談窓口にてこれを申し立てることができる。

2 相談者が、前項の申立てをするときは、第8条第3項第1号、第2号及び第4号並びに希望する救済措置の内容を書面に記載するものとする。

3 第7条第1項の相談窓口の相談員は、第1項の申立てがあったときは、初期対応小委員会に報告するものとする。

4 本学は、相談窓口の業務において申立者のプライバシーが保護され、その人権が侵害されないよう適切な監督をするものとする。

（不利益な取扱いの禁止）

第10条 本学は、自ら又は他の学生、教職員その他本学の関係者がハラスメントを受けたことについて相談又は救済の申立てをしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（ハラスメント対策委員会）

第11条 本学に、ハラスメント対策委員会を置く。

2 ハラスメント対策委員会は、次の事項を扱う。

（1）ハラスメントの防止に関する研修

（2）ハラスメントの防止に関する啓発

（3）第9条に規定する申立てに対する解決に向けた取り組み

（4）その他ハラスメントの防止に必要な事項

3 ハラスメント対策委員会は、ハラスメントについての救済の申立てがあった場合は、次の事項を扱う。

（1）諸規程違反の確認

（2）独立したハラスメント案件に関わる調査分科会（以下「調査分科会」という。）の設置の可否及び当該事実関係の調査の依頼

（3）ハラスメントについての事実の認定

（4）申立者と被申立者との調停案の作成

（5）申立者に対する救済案の作成

（6）被申立者に対する改善指導案の作成

（7）被申立者に対する処分案の作成

（8）再発防止策案の作成

（9）第5号から第8号までに規定する事項を内容とする学長への報告書の作成及び提出

4 本学は、ハラスメント対策委員会の委員構成について、公正中立を旨としなければならない。

5 ハラスメント対策委員会は、取扱内容について公正中立に審議するものとし、申立者及び被申立者の双方から事情を聴取するものとする。

- 6 ハラスメント対策委員会の委員は、取扱内容について、申立者、被申立者その他本学の関係者のプライバシーを十分に配慮するとともに、これらの者の人権を侵害してはならない。
- 7 ハラスメント対策委員会の委員は、取り扱った内容について、守秘義務を負う。ただし、ハラスメント対策委員会で開示を議決した事項についてはこの限りでない。
- 8 ハラスメント対策委員会、初期対応小委員会及びハラスメント案件に関わる調査分科会の運営に関する具体的事項については、別に定める。
- 9 第3項第2号に基づき調査分科会に事実関係の調査の依頼をしたときは、同3号の事実の認定について調査分科会の調査結果を尊重しなければならない。

(措置等の決定)

第12条 学長は、前条第3項第9号に規定する学長への報告書の提出を受けた場合は、部局長会の審議を経て、学生に対しては獨協大学学則その他諸規程、教職員に対しては就業規則その他諸規程に基づき、申立者の救済措置、被申立者に対する改善指導及び処分等その他必要な措置（以下「措置等」という。）を決定し、実施するものとする。

(告知)

第13条 学長は、前条の措置等について、申立者及び被申立者に対して告知するものとする。

(経過措置)

第14条 キャンパス人権委員会は、これを廃止する。

- 2 キャンパス人権委員長は、この規程が施行された時点でキャンパス人権委員会に係属する案件を、速やかにハラスメント対策委員会に引き継ぐものとする。

(事務)

第15条 ハラスメント防止に関する事務は、総務部人事課において行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、全学教授会の審議を経て学長が行う。

附 則（2024年規程第3号）

この規程は、2024年4月1日から施行する。